

日本ハンドボール協会公認審判員資格を取得される方へ

■D級の申請（満16歳以上から可）

- ①『MY HANDBALL』に登録し、IDを取得する。
- ②ログインし、画面右上の三本ラインをクリックし、「会員情報」⇒「会費のお支払い」
- ③「チーム区分」で「審判新規申請・更新登録」を、「登録する都道府県の所在地」で「埼玉県」を選択し、「検索」をクリック。
- ④「審判 埼玉県新規登録審査料・認定料（D級）」を選択し、支払い画面に進む。

※審査料1,000円、認定料4,500円

※認定料には、コイン、ワッペン、手帳および罰則カード代を含む。

※ホイッスル、審判ウェア等の審判用品は各自で購入。

- ⑤上記完了後、「D級審査員申請書」（紙）を埼玉県審判委員会に提出する。

*埼玉県審判委員会（埼玉県審判長あて）

〒355-0221 埼玉県比企郡嵐山町菅谷 558

大妻嵐山中学校・高等学校 高橋 智（学校℡）0493-62-2281

*現金（審査料・認定料）は受けつけておりません。各自でお支払いまで済ませていただき、申請書類のみご郵送ください。

- ⑥手続き完了後、日本ハンドボール協会より審判グッズを郵送。

★D級の審査と上級の取得資格

埼玉県審判委員会がD級申請者を審査し認定します。認定された方はその年度の4月1日にさかのぼって公認D級審判員の資格を取得したことになります。

《上級申請の要件》

- ①C級審査を受ける場合には、D級を取得してから満1年を経ているなければならない（申請時に満1年を経ているなくてもよい）。ただし、申請年度の前年度に公式試合を担当していなければならない。
- ②B級審査を受ける場合には、C級を取得してから満2年を経ているなければならない（申請時には満2年を経ているなくてもよい）。C級を取得してから30試合以上の公式競技の審判を担当し、さらにブロック大会を経験していなければならない。
- ③A級審査を受ける場合には、B級を取得してから満2年を経ているなければならない。B級を取得してから50試合以上の公式競技の審判を担当し、さらに全日本大会あるいは10試合以上のブロック大会を経験していなければならない。

■C級の申請

C級を申請する公認審判員は、上記のD級同様『MY HANDBALL』で申請をおこなう。

- ①②上記（D級）同様

- ③「チーム区分」で「審判上級申請」を、「登録する都道府県の所在地」で「埼玉県」を選択し、「検索」をクリック。

- ④「審判 埼玉県上級申請料（C級）」を選択し、支払い画面に進む。※審査料1,000円

- ⑤上記完了後、「C級審査員申請書」と「手帳」を埼玉県審判委員会に提出する。

- ⑥合格後、『MY HANDBALL』より「審判 埼玉県上級認定料（C級）」を選択し、支払い画面に進む。※認定料2,430円

- ⑦支払確認、手続き完了後、日本ハンドボール協会よりワッペンを郵送。

★C級の審査と登録

審査は年1回とし、申請の時期は毎年11月1日から12月25日までとする。

■A級・B級の申請

A級または、B級を申請する公認審判員は、上記のD級同様『MY HANDBALL』で申請をおこなう。

①②上記（D級）同様

③「チーム区分」で「審判上級申請」を、「登録する都道府県の所在地」で「埼玉県」を選択し、「検索」をクリック。

④「審判 埼玉県上級申請料（A級またはB級）」を選択し、支払い画面に進む。

※審査料A級 5,000円、B級 4,000円

⑤上記完了後、「A級（またはB級）審査員申請書」と「手帳」を埼玉県審判委員会に提出する。

⑥合格後、『MY HANDBALL』より「審判 埼玉県上級認定料（A級またはB級）」を選択し、支払い画面に進む。※認定料 3,650円

⑦支払確認、手続き完了後、日本ハンドボール協会よりワッペンを郵送。

★A級・B級の審査と登録

審査は年1回とし、申請の時期は毎年11月1日から12月25日までとする。

※各級公認審判員は、次の競技の審判を担当することができる。

国際・A級：国際競技を含むすべての競技

B級：国際競技以外のすべての競技

C級：ブロック大会・各都道府県大会の競技

D級：各都道府県大会の競技

※各級公認審判員は、次の大会を管理することができる。

終身：国際競技を含むすべての競技

国際・A級：国際競技を含むすべての大会

B級：ブロック大会

C級：各都道府県大会

□審判員の登録

各級公認審判員は年度更新登録を行わなければならない。

①登録期日：毎年5月20日までに行わなければならない。

②登録料：各級公認審判員の登録料は、毎年3,000円とする。

③資格の消失：登録を行わない場合には、公認審判員の資格を失う。

□審判員の講習会・研修会

各級公認審判員は、ブロック・各都道府県・各連盟が主催する審判講習会または研修会に年1回以上出席しなければならない。上級申請時、直前の2年間審判講習会若しくは研修会を受講していなければならない。手帳に正しく記入していなければならない。